

瀬戸市 I C T 活用・D X 推進協議会傍聴要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、瀬戸市 I C T 活用・D X 推進協議会の会議（以下「会議」という）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第 2 条 傍聴者の定員は、会長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴者受付票に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の 3 0 分前から行い、会議の開会予定時刻に締め切る。ただし、会議の開会後に傍聴の申出があった場合は、傍聴者の数が傍聴者の定員に満たないとき又は満たなくなったときに限り、傍聴者の定員に達するまで傍聴できることとする。

3 傍聴を希望する者の人数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗等意思を表示する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛に傍聴し、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等通信機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 6 条 傍聴者は、会議を公開としない決定があったときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要綱に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴者に退場を命ずることができる。

(写真撮影、録画、録音等)

第9条 傍聴者は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に会長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。